

# 責任準備金と内包されるリスク・ マージンについて

ソルベンシー・マージン比率の算出  
基準等に関する検討チーム

1月29日 2007年

住谷 貢

アクサ生命保険

# 【本日の内容

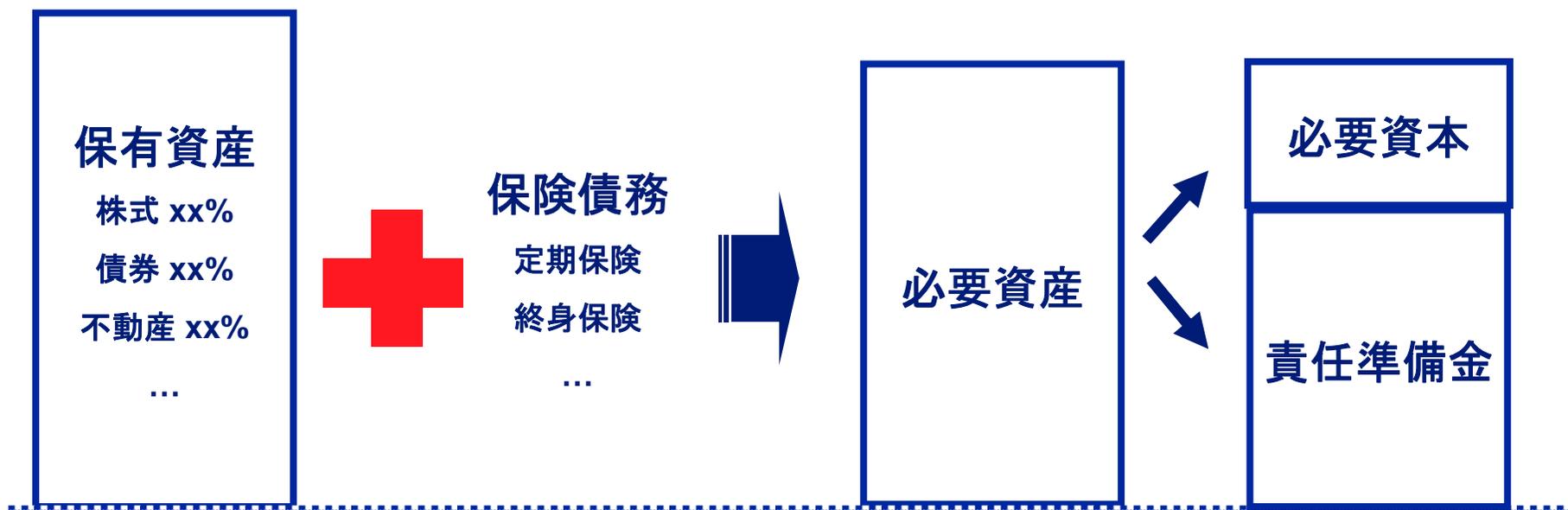
- 0： サマリー
- 1： ソルベンシー確保の理論的枠組み
- 2： 日本の法定責任準備金
- 3： リスク・マージンを踏まえたマージン項目の検討

# 0. サマリー

- ❑ 保険会社のソルベンシー確保についての枠組みとしては、責任準備金と資本金を一体にした管理が理論的には主流。
- ❑ 具体的には、ソルベンシー確保のための必要資産を算定した後、責任準備金に負担させるリスクをリスク・マージンとして責任準備金に内包させ、残りのリスクを資本金で対応。
- ❑ 現行法定責任準備金中に含まれるリスク・マージンのリスク対応力は高いと考えられるため、現行の責任準備金の枠組みを維持しつつ、今回のSM基準を見直すのであれば、マージン項目の見直しについてはリスク・マージンを勘案して検討することが必要。

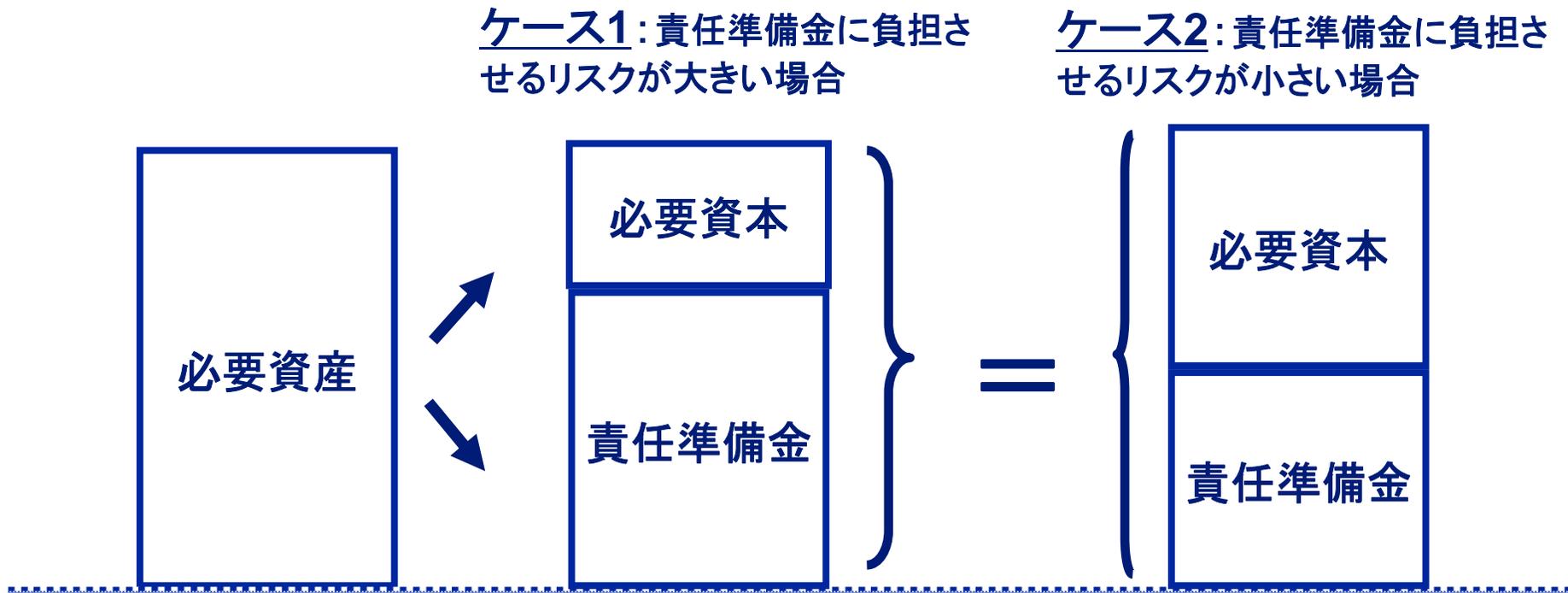
# 1. ソルベンシー確保の理論的枠組み (1/4)

- 保有している資産ポートフォリオと契約者に負っている債務が特定できれば、債務を履行するために必要な資産額は決定される。
- 後は、責任準備金にどの程度リスクまで負担させるかによって、責任準備金の額が定まり、したがって資本の額が定まる。



# 1. ソルベンシー確保の理論的枠組み (2/4)

- つまり、責任準備金の大小によって、必要資本が増減するだけで、必要資産は変わらない。

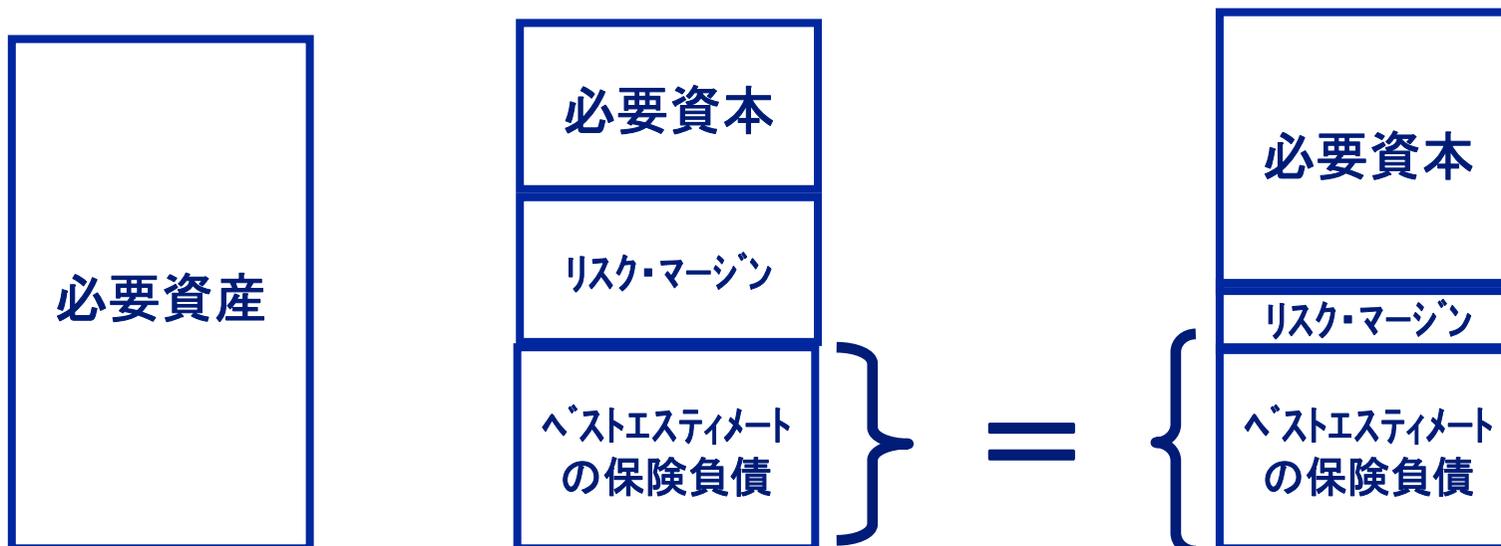


# 1. ソルベンシー確保の理論的枠組み (3/4)

- ❑ 責任準備金は、ベスト・エスティメートによる保険負債とリスク・マージンと呼ばれる2つの部分に分割される。
- ❑ ベスト・エスティメートによる保険負債が責任準備金のベースとなるもので、これに上乗せされるリスク・マージンによって責任準備金が変わってくる。
- ❑ リスク・マージンは責任準備金にどの程度のリスクを負担させるかによって異なってくる。

ケース1: 責任準備金に負担させるリスクが大きい場合

ケース2: 責任準備金に負担させるリスクが小さい場合



# 1. ソルベンシー確保の理論的枠組み (4/4)

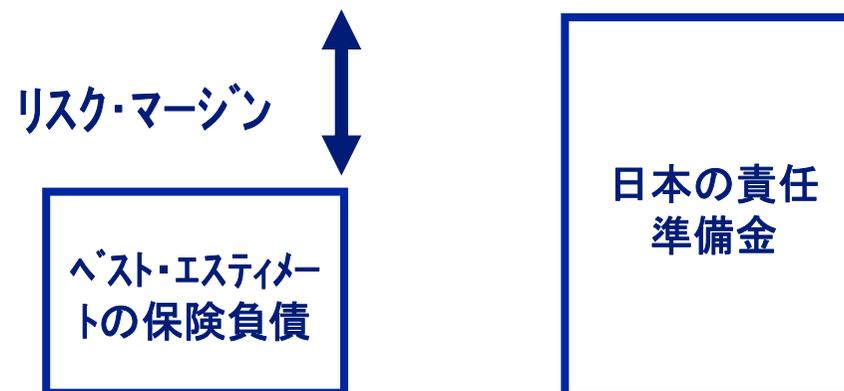
- ベスト・エスティメートの保険負債は、その時点で最良とされる前提による負債評価であり、通常、解約率も見込んで評価する。
  - ➔ ベスト・エスティメートのアサンプションは経験値分析によって厳密に管理されるのが一般的。
- そのうえで、全ての契約が解約されることも想定して、解約返戻金を保険負債のフロアーにするかどうかという議論がなされている。

## 2. 日本の法定責任準備金 (1/2)

- ❑ 日本の現行法定責任準備金は、明示的にベスト・エスティメート部分とリスク・マージン部分に分かれていないが、理想的には2つに分かれると考えられる。
- ❑ ベスト・エスティメートの保険負債と責任準備金の差がリスク・マージンといえる。
- ❑ 現行法令上、標準基礎率(あるいは保険料計算基礎率)を使用して純保険料式で計算された責任準備金を原則積み立てることとされており(\*)、積立方式および基礎率に黙示的に含まれるマージンがリスク・マージンを構成していると考えられる。

*\*) 解約返戻金を低く設定している、あるいはない商品については、解約率を使用して計算。*

### 《概念図》

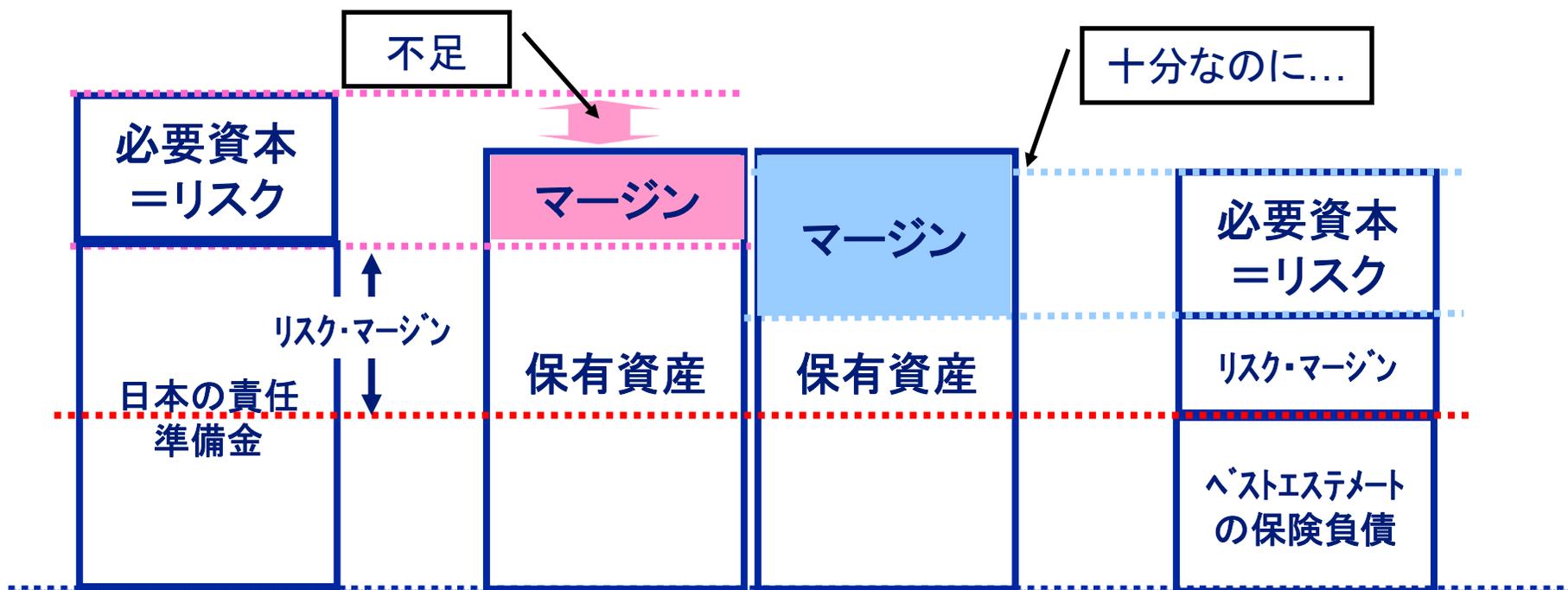


## 2. 日本の法定責任準備金 (2/2)

- 商品によって、リスク・マージンが大きいもの小さいものがあり得るが、概してマージンは大きい、つまりリスク対応力が高い。
  - 予定利率が市中金利に比較して極端に高い貯蓄性商品の場合、ベスト・エスティメートの負債の方が法定責任準備金より高い場合もあり得る。
- 第3分野の保険に関しても、基本的な計算方法は前述した方法と何ら変わらない。
- ただし、長期的な医療保険については、そもそも基礎率のマージンが十分かどうかの判断が伝統的な死亡保障商品と比較して困難。
  - 過去の発生率のデータの蓄積が十分かどうか？
  - 医療技術の進歩、医療施設の充実等の発生率に与える影響はどうか？
  - 高齢化社会が進行した場合の影響は？
  - ...
- 上述した点を踏まえ、保険料変更件の発動基準の明確化の導入、キャッシュフローテストによる責任準備金・危険準備金の積み増し等の規制見直しが行われたと理解。
  - 規制に加えて、内部管理としての経験値分析が非常に重要。

### 3. リスク・マージンを踏まえたマージン項目の検討 (1/2)

- 今回のSM基準見直しにおけるマージン部分の見直しについては、責任準備金中に含まれるリスク・マージンを考慮して考える必要がある。
- つまり、現行の責任準備金およびSM基準のフレームワークを変えないのであれば、責任準備金中に含まれるリスク・マージンの一部をソルベンシー・マージンとして認識する必要がある。
- 本来はマージンは十分なのに、不足と判定される事態は避ける必要がある。



### 3. リスク・マージンを踏まえたマージン項目の検討 (2/2)

- 現行基準のマージン項目に含まれている解約返戻金超過部分および将来利益は、責任準備金中のリスク・マージンの一部解放による調整項目とも考えられる。
  - 破綻後再出発した会社は全期チルメル式を採用しており、また通常の解約返戻金は10年チルメル式に近い水準であることを考え合わせれば、保険債務の履行水準の最低水準として解約返戻金を代替的に使用しているともいえる。
  - 将来利益の反映は、計算基礎率に含まれているリスク・マージンの1年間の反映ともいえる。
- 責任準備金は、銀行の預金と異なり、評価性の負債であり、それゆえリスク・マージンが含まれていることを勘案し、マージン項目の見直しについては慎重に対応する必要がある。

以上